



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言  
**伴 誠 さま**  
( ばん まこと )

皆様は今のお庭や玄関まわりに満足していますか？当社はたくさんのエクステリア商品を取り揃え、お安く提供いたします。また、「駐車場が狭い」「フェンスがさびている」等のご要望にもすぐに対応いたします。

一般の住まいだけでなく、店舗の駐車場工事も行っていますので、一度ご連絡ください。

### お客さま紹介

**有限会社 誠産業** (URL:<http://www.makoto-s.jp/index.html>)

#### ◎会社概要

設立は平成7年9月(現在11期)、大府市本店。  
一般住宅のエクステリア・外構工事だけでなく、  
ガードレール等防護柵の施行といった公共事業も請け負う。

朝日担当者

小川 忠



#### ◎得意分野(商品紹介等)

昨今のガーデニングブームも相まって、住まいの顔でもある玄関まわりやガーデンに、個性を求める声が多くなっています。有限会社誠産業様は、門扉や床材まで、どのようなスタイルのニーズにも的確に答えてくれる会社です。築20年以上のお宅の外構工事を担当されましたが、古くみえた玄関まわりが、スタイリッシュな洋風の玄関に様変わりしたことにより、施工主様に大変喜ばれました。

また、一般住宅だけでなく、公共工事を請け負っており、南知多町の聖公園の施行も担当されました。施行前は公園内の散歩道の脇に、危険防止のためのロープが張られただけの寂しい景色でしたが、施工後には、プラチック製の擬木柵が作られ、自然にマッチした新しい憩いの場となりました。

仕事から帰ってきたとき、初めて目にするものは、  
住まいの顔でもある玄関まわりです。  
帰宅するたびに明るい気持ちになるように、  
住む人のセンスを取り入れながら、  
バランスのよいデザインを提案しています。



### 話題の言葉

**PBR(price book-value ratio)**とは、投資判断指標のひとつです。株価を1株当たりの純資産(株主資本)で除したもので、株価が1株当たり純資産の何倍まで買われているのかを示す指標です。株価純資産倍率ともいわれ、株価と株主資本(ストック)の関係を表わしています。

近年においては、事業展開の一環として、例えば企業買収などの場合に、企業価値を測定する投資尺度としても用いられています。(稲垣)

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

# 税金Q&A

## Question ( 同業者団体への会費の取り扱い )

当社は、当社が属する業界の団体に加入しており、通常会費として毎月5万円を支払っています。その他に、特別会費として親睦費用が年2回6万円が徴収されます。

これらの会費について、どのように処理すればよいのでしょうか。

## Answer

通常会費については、法人が支払った事業年度において諸会費として損金算入され、特別会費については、法人が支払った時には前払費用に計上し、同業団体がそれを支出した時点で交際費として処理することになります。

## 解説



法人が負担する会費については、その会費の性格や、用途等によって異なります。

(1)同業団体等への会費のうち、その団体の事業目的とする広報活動、加入者に対する研修指導、その他団体の通常業務の運営に経常的に要する費用の負担金として支出する会費については、原則として、その支出した日の属する事業年度の損金に算入されます。

ただし、その同業団体等に不相当に多額の剰余金が生じている場合は、剰余金の額が適正な額に減少するまでは前払費用として取り扱われることとなります。

(2)通常会費以外のその他の会費については、前払費用として処理し、同業団体等がこれらの会費を実際に支出した日において、その費途に応じて法人が支出したものと処理します。

「その他の会費」とは、例えば、①会員相互又は業界の関係先との懇親、②会員相互の共済(慶弔見舞金等)③会館等施設の取得又は改良、④政治献金等の寄付が該当します。①②は交際費、③は繰延資産、④は寄付金で処理することとなります。

本件の場合では、月5万円の通常会費については、同業団体に多額の剰余金が生じていない場合には、法人が支払った事業年度において諸会費として損金算入されます。年2回の6万円については、法人が支払った時には前払費用に計上し、同業団体がそれを支出した時点で交際費として処理することとなります。

## 根拠条文等

租税特別措置法 第61条の4(交際費の損金不算入)  
法人税法基本通達 9-7-15の3(同業者団体等の会費)